

## 各区の制定状況について

	北区	葛飾区	荒川区	中野区	江戸川区	豊島区	目黒区	世田谷区	東京都
	R6. 4. 1	R5. 10. 1	R5. 4. 1	R4. 4. 1	R3. 7. 1	H18. 4. 1	H17. 12. 1	H14. 4. 1	R3. 4. 1
	全28条	全25条	全11条	全28条	全11条	全37条	全22条	全32条	全17条
名称	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例	葛飾区子どもの権利条例	荒川区子どもの権利条例	中野区子どもの権利に関する条例	江戸川区子どもの権利条例	豊島区子どもの権利に関する条例	目黒区子ども条例	世田谷区子ども条例	東京都こども基本条例
こどもの定義	18歳+α	18歳+α	18歳+α	18歳+α	18歳+α	18歳+α	18歳	18歳	18歳+α
1 目的	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条
2 定義	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
3 基本理念	第3条	第3条	第3条	第3条			第3条	第3条	第3条
4 権利の種類	第4条	第4条～第8条	第4条	第9条	第3条	第5条～第12条	第2条		第4条
5 区の役割	第5条	第9条	第8条	第4条	第7条	第3条	第4条	第8条	第5条・第17条
6 保護者の役割	第6条	第10条	第5条		第4条	第3条	第4条	第4条	
7 区民等(事業者)の役割	第7条	第11条	第6条	第5条・第7条	第5条	第3条	第4条	第6条・第7条・第29条	
8 育ち学ぶ施設の役割	第8条	第12条	第7条	第6条	第6条	第3条	第4条	第5条	
9 団体の役割	第8条			第6条			第4条		
10 家庭における権利の保障		第13条		第10条		第16条			
11 育ち学ぶ施設における権利の保障		第14条		第11条		第17条			
12 地域社会における権利の保障		第15条		第12条		第18条		第30条	
13 子どもの育ちの支援		第17条					第8条・第9条		
14 子育て家庭の支援		第18条					第8条・第9条	第14条	第9条
15 子どもの意見等の表明及び参加	第9条	第22条	第9条	第13条	第3条・第7条	第19条～第21条	第12条・第13条	第11条	第10条・第11条
16 子ども会議	第10条			第14条		第20条			
17 虐待、体罰等の防止	第11条	第20条		第15条		第15条	第10条・第11条	第12条	
18 いじめ等の防止	第12条	第20条		第16条			第10条・第11条	第13条	
19 安全・安心に過ごすことのできる環境づくり	第13条	第19条				第14条	第10条・第11条	第9条	第6条
20 子どもの居場所づくり	第14条			第19条			第14条・第15条	第10条	第7条
21 相談しやすい環境づくり	第15条					第14条	第10条・第11条		第13条
22 学びの環境づくり	第16条					第14条	第12条・第13条		第8条
23 貧困の防止	第17条	第21条		第17条					
24 有害、危険な環境、情報からの保護				第18条					
25 区による保証(権利侵害の救済、回復)						第13条			
26 協力(区、保護者、区民、施設、行政機関等)					第8条			第28条	
27 子どもの権利に関する施策の推進	第18条	第16条		第20条		第29条		第27条	第16条
28 子どもの権利に関する普及啓発	第19条	第23条			第10条	第4条	第7条	第31条	第12条
29 推進計画の策定				第21条		第30条	第5条	第25条・第26条	第15条
30 子どもの権利委員会	第20条～第23条			第22条・第23条		第31条～第35条	第6条		
31 子どもの権利擁護委員	第24条～第27条			第24条～第27条	別条例	第22条～第28条	第16条～第21条	第15条～第24条	
32 子どもの権利を守るための取組		第24条	第10条		第9条				第14条
33 子どもの権利の日				第8条					
34 委任	第28条	第25条	第11条	第28条	第11条	第36条	第22条	第32条	第32条